

# イギリス金融規制改革のゆくえ

篠田 優

はじめに

リーマン・ショックを機に深刻化した金融危機は、未だ完全なる終息の見通しが立っていない。そればかりでなく危機は、金融から財政、通貨、さらには一部ヨーロッパ諸国をまたぐ経済危機のように、地域横断的な危機といえる状況にまで拡大が続いている。

そのような状況下、他の先進諸国に先駆けて危機の最悪期を脱したかのようにみえるイギリスでは、危機に前後して誕生したキャメロン政権下で抜本的な金融・銀行規制改革が議論されている。アメリカのボルカー・ルー等の導入に関する議論とあわせて考えると、国際金融市場をリードする米英両国のこうした改革論議は、今後グローバルな規制改革に向けた議論にも多大な影響を与えることとなる。

そこで本稿では、紙幅の許す限りにおいて、現時点までに明らかになっているイギリスの金融規制改革の議論について紹介する。そして、危機を経て生じた特徴的な変化については、とくに詳しく検討していきたい。

## 1 金融危機以前の金融規制体制

今般の金融規制改革について述べる前に、まず旧規制体制が構築されるまでの過程について簡単に確認したい。一九八〇年代ははじめまでのイギリスでは、周知のとおり金融規制といえば法律よりシテイの慣例（紳士協定）に

よる自主規制が優先されていた。それが大きく変化したのは、サッチャー政権下で一九八六年に成立した金融サービス法の施行からであった。この法律の下では、法的責任を負う規制機関としての証券投資委員会 (Securities and Investment Board: SIB) が設置され、SIBがその管理下の自主規制機関 (Self Regulatory Organization: SRO) とともに実際の規制を行うこととされた。また一九八七年銀行法の下ではイングランド銀行 (Bank of England: BOE) の機能が強化され、銀行監督権限もBOEに付託された。こうしてイギリスでは、この時期になってようやく慣例による自主規制から、法を前提とする金融規制体制の基礎が確立されたのである。

ただし、その後もイギリスでは、金融機関の不祥事や破綻により金融業界の安定的な運営はなされるようになったとは言えず、依然として金融規制体制の整備が不十分であることが指摘されることとなった。そして一九七七年、労働党政権であるトニー・ブレア政権が誕生すると、財務大臣に就任したゴードン・ブラウンらが中心となり、選挙公約にも挙げられていた金融規制・銀行監督体制の抜本的な改革が開始された。まず一九九七年一月、SIBが金融サービス機構 (Financial Services Authority: FSA) に改組され、個別銀行の監督権限がBOEからFSAに移管された。同時に、財務省・BOE・FSAの三者による「財務省・イングランド銀行・金融サービス機構の了解書き」<sup>(2)</sup> が発表され、この三者が協力かつ分担してイギリスの金融市場および金融機関を規制・監督することとなった。これを一般的にはTripartite Regulatory Systemと呼ぶ。<sup>(3)</sup> そして翌一九九八年にはイングランド銀行法が改正されてBOEの金融政策の独立性が公式に認められ、さらに二〇〇〇年金融サービス市場法が成立すると、それにおいてFSAは個別銀行の公的な直接規制機関としての法的根拠を得た。その後、FSAには保険・証券も含めた金融サービスに関するあらゆる規制・監督権限が集中されることとなり、これによ

りイギリス金融規制の旧来的枠組が一応の完成をみることとなった。<sup>(4)</sup>

## 2 金融危機発生と二〇一二年金融サービス法への流れ

今次金融危機がいつ始まったのかという点は見解がさまざまだが、イギリスでは、リーマン・ショックから一年以上遡る二〇〇七年八月に起こったパリバ・ショックに、金融危機の始まりをみることができると言われている。これを機に世界の金融市場では証券化商品への信用が一気に失われたが、イギリスでも二〇〇〇年代中頃以降は証券化商品が少なからぬ規模で発行されており、それらの信用もこれにより失墜した。その結果イギリスでも、買手不在となった証券化商品市場下でその新規発行が困難となり、また既発の証券化商品についても価格の下落が生じた。

このようななか、イギリスで代表的な証券化商品である住宅ローン担保証券 (Mortgage Backed Securities : MBS) の発行を行っていたノーザン・ロックが流動性危機に陥った。ノーザン・ロック危機には前述の Tripartite Regulatory System に参加するノーザン・ロックと FSB が協力して対応に当たったが、最終的には BOE が流動性支援を行い、また財務省が中心となり問題銀行を国有化するための二〇〇八年銀行法 (時限法) を立法してノーザン・ロックにこれを適用することにより対応した。このようななか、ノーザン・ロック危機やビッグ・フォーのうち二行の実質国有化や、そして一連の金融システム不安の深刻さが増すにつれ、Tripartite Regulatory System における各主体の担当範囲の不明確さや制度的欠陥に関する批判も沸き起こった。そのうちの代表的なものを示すと以下のとおりとなる。

「ターナー・レビュー<sup>(5)</sup>（二〇〇九年五月）」における批判<sup>(6)</sup>

- ・ BOEはインフレ・ターゲットを採用する金融政策の分析に焦点を当てる傾向があり、金融システムの安定をモニタリングするための“Financial Stability Report”を策定してはいたものの、それにおける分析がBOEの政策に十分反映されていなかった。
- ・ FSAは個々の金融機関の監督に焦点を絞っていたため、システムミック・リスクへの監督意識が不十分だった。
- ・ BOEとFSAは、マクロ・プルーデンス分析を積極的に行うこともマクロプルーデンス・ツールを利用することもなく、両者の間に規制領域の隙間が生じていたこと。

「財務省新提案<sup>(7)</sup>（二〇一〇年七月）」における批判

- ・ BOEは金融システム全体の安定を図る責任を持ちながら、一方でそれを実現する政策手段が限られていた。
- ・ FSAは金融安定のための政策手段を持っていたが、FSAの業務範囲があまりにも広がったため金融システムの安定面に十分な焦点を当てた行動がなされていないかった。
- ・ 一番の問題として、マクロ・プルーデンスの観点から金融システム全体の安定を図る役割を担う機関が存在しておらず、「個別金融機関の安定」と「金融システム全体の安定」を結ぶ監督ルートが欠如していた。

このような批判（分析）もあり、イギリスではアメリカやEU圏諸国等における金融規制改革が具体的に進み

だす以前から、新たな金融規制・銀行監督体制の整備が適宜行われていた。具体的には、まず前述の二〇〇八年銀行法で問題のある金融機関の国有化が可能とされ、また二〇〇九年銀行法では二〇〇八年銀行法の恒久化を決定し、同時に投資銀行の破綻処理を倒産法に従って行えるようにした特別破綻処理制度 (Special Resolution Scheme: SRS) が設けられた。そしてターナー・レビューおよびウォーカー・レビュー<sup>(8)</sup>による提言を経て二〇一〇年金融サービス法<sup>(9)</sup>が成立し、リビング・ウィルの策定や、BOE、財務省、FSAで構成される金融安定協議会 (Council for Financial Stability: CFS) の設置、また役員報酬や空売り規制の強化とそれに関するFSA権限の範囲拡大と強化が行われた。そして二〇一〇年五月に保守党と自民党の連立政権であるデーヴィッド・キャメロン政権が誕生すると、この政権下で財務大臣に就任したジョージ・オズボーンが、BOEへの個別金融機関監督権限の返還、FSAの解体、抜本的な金融規制改革などの方針を表明した。

このように、イギリスではリーマン・ショック前年のパリバ・ショックから金融システムの大混乱が生じたこともあり、アメリカで二〇一〇年一月にボルカー・ルールが提案される前から、金融市場・銀行規制の改革が議論されていた。そしてキャメロン政権誕生以降、つぎにみるような規制改革が具体的に押し進められていくこととなったのである。

### 3 二〇一二年金融サービス法案 (The Financial Services Bill 2012)

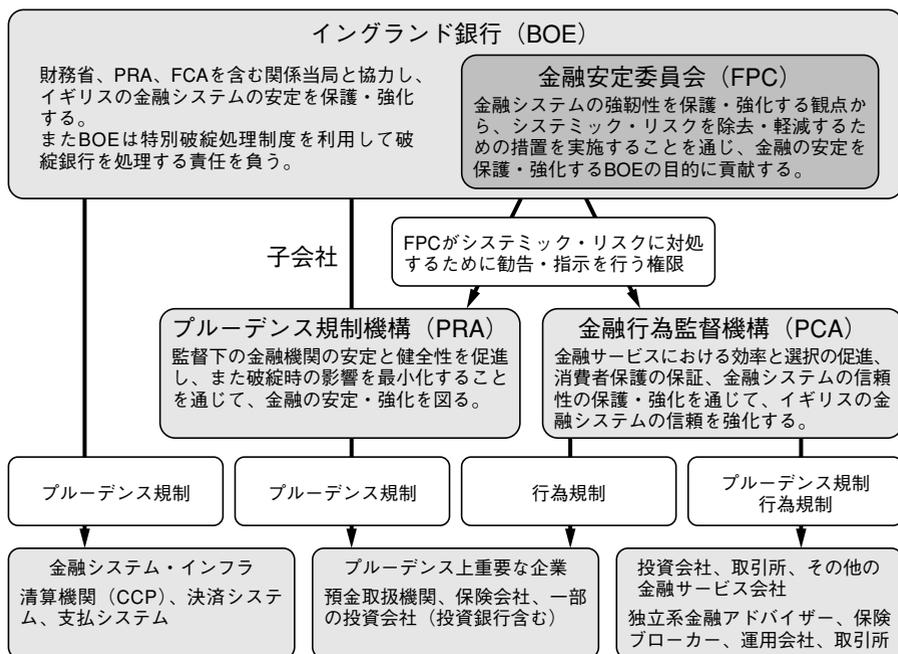
二〇一二年一月、金融サービス法案が議会に提出された。同法案は二〇一〇年七月から財務省を中心に議論されてきたものであり、数度にわたる報告書提出とそれをもとにした議論を経て、ようやく議会提出にこぎつけた法案である。予定としては二〇一二年一月五日の第三読会 (最終読会) で議会における議論を終え、二〇一二

年内に閣議決定をして、二〇一三年第1四半期  
中に施行、というスケジュールになっている。

同法案は多岐にわたる事案が議論されており  
それぞれが興味深い物であるが、本節ではなか  
でも今次金融危機を経たことで議論が深まった  
点に絞り内容をみていきたい。とくに重要なも  
のとして、前述のとおりFSAの機能移管と解  
体をとまなう金融規制体制の枠組みそのものの  
改革、およびプルーデンス政策の強化について  
の議論が挙げられる。

図1が新たな枠組案の全体イメージである。  
最も重要な点としては、BOEの内部に金融安  
定委員会<sup>10</sup> (Financial Policy Committee : FPC)  
を設置し、FPCに金融システム全体のマク  
ロ・プルーデンス監督に責任を持たせる点であ  
る。くわえてFSAを解体し、これまでFSA  
が担っていた権限および業務を、新設のプルー  
デンス規制機構 (Prudential Regulation

図1 イギリスの新金融規制監督体制案



(出所) HM Treasury [2011a] p. 5より訳出、まとめ。

Authority : P R A ) と金融行為監督機構 ( Financial Conduct Authority : F C A ) の 2 機関に移管する点もポイントといえる。

それぞれの新設機関について若干の説明をくわえると、まず F P C は B O E 総裁が議長となる組織で、金融システムの強靱性を保護・強化するという観点からシステミック・リスクを除去・軽減するための措置を講じ、それを通じて金融システムの安定性を確保することを目的としている。言い換えれば、最終的な目的を同じくする B O E に、具体的な業務を通じて貢献する形となる。なお個別金融機関への監督権限は有していない。

つぎに P R A であるが、これは B O E の子会社形式で新設され、議長は B O E 総裁、委員長は B O E 副総裁のうちブルーデンス規制担当の副総裁が担う。役割としては、ブルーデンス政策上で最も重要な、預金取扱い金融機関・保険会社・一部の重要な投資会社のミクロ・ブルーデンス監督について責任を負うこととなる。くわえて、監督対象機関が破綻した際に生じる他への影響を極力排除するという責任も課されている。

また F C A であるが、これは財務相の指名した者が議長および委員長となる組織で、B O E から独立して設置される。目的としては、消費者保護の確保、金融システムの信頼性の保護・強化、金融市場の効率的な競争がなされる環境整備、が挙げられている。さらに F C A には、P R A の監督下でない金融機関のブルーデンスと行為規制にたいする責任も課されており、F P C の機能や P R A のブルーデンス規制と併せると多元的な規制体制が敷かれることとなる。これは、イギリスの金融規制が一九九七年以来採ってきた統合アプローチからツインピークス・アプローチ<sup>(12)</sup>へ転換することを意味しており、これは B O E も財務省も強調している点である。

なお、上記の他にも、二〇〇九年法で定められた S R S について B O E が責任を持つこと、危機時には財務省と B O E が協調行動をとることを義務化すること、公的資金利用時には B O E の財務省への通知を義務化すること

と、公的資金利用について財務大臣からBOE総裁への指示権限が策定されること、などの確認と責任追加も同法案には盛り込まれた。

いずれにしても、新たな金融規制・監督体制の枠組案は、金融システム全体の安定を図るための責任・権限・ツールをBOEに再び集中させる方針を明確に表している。これは、BOEがかつて手放した「シティの番人」としての立場を再び取り戻すような枠組みへの復帰案と考えるてもよいであろう。

なお、新規体制の確立に先立ち、二〇一二年三月に発表された「Business Plan 2012/13」において、FSA内部にPrudential Business Unit (PBU) とConduct Business Unit (CBU) が設置されることが決定された。同法案が成立してFSAが解体されるまでの間は、FSA内に設けられた両ユニットがツインピークス・モデルでの規制・監督を行う。

#### 4 独立銀行委員会報告とホワイトペーパー

キャメロン政権誕生後、金融規制体制の改革とは別に銀行業務の範囲や経営のあり方について再検討が開始されることとなり、政権誕生の翌月の二〇一〇年六月に「独立銀行委員会 (Independent Commission on Banking: ICB)」が設置された。同委員会は、設置後に二度にわたり報告書<sup>(13)</sup>を公表し、これにおいて「リテール・バンクとホールセール・バンクの分離論」と「イギリス独自の自己資本比率規制 (損失吸収力) の導入」を骨子とする提言を行った。政府はこれに大筋で同調し、二〇一一年一二月に公表した国際決済銀行 (Bank for International Settlement: BIS) との共同文書<sup>(14)</sup>において、これをもとに新銀行制度を二〇一五年五月まで立法化するとした。さららに二〇一二年六月、財務省はICBの二度目の報告書 (以下、ICB最終報告書) を立法化するためのホワ

イトペーパー（HM Treasury [2012a]）を公表し、具体的な立法手続きの準備に入った。前置きが長くなったが、本節ではICB最終報告書およびホワイトペーパーの骨子ともいえる、上記の二つの提言について確認し、今後の銀行規制改革案の方向性を確認したい。<sup>(15)</sup>

### （１）「リテール・バンク」と「ホールセール・バンク」の分離論

まずリテール・バンクとホールセール・バンクの分離論である。これは、ユニバーサル・バンク形式を採っているイギリスの銀行から、リテール業務を行う部分を「リングフェンス・バンク」としてグループ内で分離し、ホールセール業務におけるリスクからリテール預金を保護する形式を示したものである。対象は、本拠の国籍を問わずイギリスに立地する銀行（他国銀行のイギリス子会社も含む）とされている<sup>(16)</sup>。また、リングフェンス・バンクは法的に独立した主体でなければならず、傘下にホールセール業務を行う子会社（ホールセール・バンク）を所有することはできないとされている。さらに、リングフェンス・バンクはリスク委員会、報酬委員会等のコーポレート・ガバナンスを自主的に監督する委員会を設置することとされており、この点は先に述べたウォーカー・レビューによる指摘が影響を与えたものと考えられる。

また、リングフェンス・バンクの業務についての方針であるが、これは大きく分けて「禁止される業務」、「許容される業務」、「義務化される業務」として明確に区分されている（図2）。その概要について述べるならば、まず個人や中小企業からの預金受入や当座貸越は「義務化」される。そして、ヨーロッパ経済領域（European Economic Area: EEA）内に限り、すべての顧客にたいする当座預金・貯蓄性預金・投資商品の販売を含む預金・決済業務、貿易金融、プロジェクト・ファイナンス、リングフェンス・バンク以外の銀行の商品販売・投資

アドバイスは「許容」される。さらに「禁止」とされるのは、EEA外の顧客にたいするすべてのサービス、金融機関向けの預金受入・決済業務以外の業務、デリバティブ関連業務等である。ただし、金利リスクや為替リスクのヘッジ目的の「単純なデリバティブの組成・販売」については禁止とされていない。

このような形式の提案は、先に述べたとおりユニバーサルバンク・システムを許容しているイギリスの金融機関におけるリアル預金が、ホールセール業務のリスクから分離され保護されるような仕組みを構築する意図を強く感じさせるものである。そしてこの形式をより安定的に運営するため、つぎにみるようなイギリス独自の自己資本比率規制を敷く方針も示されている。

図2 リングフェンス・バンクの業務範囲

### 義務化される業務

個人・中小企業の預金の受け入れ、オーバードラフトの提供。

### 許容される業務

EEA内の全顧客にたいする以下の業務

- ・当座預金、貯蓄性預金、投資商品の販売を含む預金の受け入れ・決済。

EEA内の個人、非金融会社にたいする以下の業務

- ・住宅ローン、クレジットカードを含む消費者、企業への有担保・無担保貸出。
- ・貿易金融、プロジェクト・ファイナンスの提供。
- ・リングフェンス・バンク以外への商品提供・アドバイス。

### 禁止される業務

- ・EEA外（EEA外顧客向）の業務
- ・金融機関向けの預金受入、決済業務以外の業務。

以下の業務を含む、すべての顧客にたいする業務

- ・代理または自己のデリバティブ取引の組成・アレンジ、執行。
- ・株式、社債、転換社債、パートナー出資、投資信託、ETFへの投資。
- ・証券オリジネーション、トレーディング、レンディング（自社発行の証券化商品のオリジネート、保有は可）。
- ・株式・社債の販売の引受。

(出所) Independent Commission on Banking [2011b] p. 54より訳出、まとめ。

## (2) イギリス独自の自己資本比率規制

イギリス独自の自己資本比率規制は、リングフェンス・バンクの資本を堅固なものにする意図にくわえ、今次金融危機で経営難に陥った金融機関の公的資金による救済に関する納税者等からの批判を考慮したものと考えられる。そしてICBからは、今後イギリスで活動する銀行には自己資本比率規制をバーゼルⅢをはじめとする国際規制とは別に定め、損失吸収力 (Loss Absorbency) を強化して今後に備えることの提言がなされた。その方策のひとつが、「リングフェンス・バッファ」としての自己資本比率サーチャージの三%上乗せ賦課である。ホワイトペーパーでも、これについては概ね提案どおり受け入れられている。

具体的に表せば、大規模なリングフェンス・バンクにたいしては、バーゼルⅢで規定されている普通株 Tier 1 比率 (七%) にくわえ三%の「リングフェンス・バッファ」を別途上乗せするというものである (合計一〇%)。ここでいう大規模リングフェンス・バンクとは、リスク・アセットの対イギリスGDP比率が三%超のリングフェンス・バンクで、具体的にはビッグ・フォーにサンタンデールUKとネーションワイド住宅金融組合をくわえた六行となる<sup>(17)</sup>。そして同比率が三%以下のリングフェンス・バンクには段階的に〇〜三%未満までのリングフェンス・バッファが課される。なお、リングフェンス・バッファとGSBsサーチャージ (一〜二・五%)<sup>(18)</sup> の両方が課される銀行には、どちらか高い方のみが賦課されることとされている。

また、最終報告ではレバレッジ比率 (資本/総資産) についても提言がなされていた。具体的には、すべてのイギリスに籍を置く銀行およびすべてのリングフェンス・バンクは、レバレッジ比率を三% (レバレッジ二三三三程度) にするという提言である。そして中小規模のリングフェンス・バンクは同四・〇六% (レバレッジ二五倍程度) とすることも提言されていた。しかしホワイトペーパーでは、国際基準との整合性が取れなくなる懸念か

らこれを否定したため、ICB委員長のジョン・ヴィッカーズ卿と委員のマーティン・ウルフはこれを不服とし、むしろ3%でもリスクが高く10%（レバレッジ10倍）程度が好ましいとも述べている。<sup>19</sup>このようなことから、レバレッジ比率規制については、今後の議論次第で変更がくわえられる可能性もある。

ホワイトペーパーでは、その他にもさまざまな提案がなされている。例えば、危機前までは経営に行き詰った金融機関は救済する（ベイルアウト）ことが前提となっていたが、今後は金融機関の破綻も状況に応じてやむなしとし、実際に破綻が生じた際には株主や債権者にも損失を負担させる（ベイルイン）枠組みを設ける方針、そして金融機関にはその原資となるベイルイン・ボンドを資産規模に応じて保有する（Primary Loss-Absorbing Capacity）ことを義務付ける提案などである。

以上、本節ではICB最終報告およびホワイトペーパーの一部の議論のみ取り上げたが、これらの議論が現実化すると、今後の銀行規制のみならず銀行のビジネスモデルの変更も必要となる可能性もある。またイギリス（シティ）の国際金融における位置付けを考えれば、アメリカの規制改革の動向次第でもあるが、国際金融規制の枠組みに大きな変化の潮流を引き起こす可能性もある。そのような点で、今後のイギリスの銀行規制改革に関する議論は注目されるものである。

## おわりに

イギリスは今次金融危機の影響を早い段階から受け、金融機関の破綻や国有化を経験した。とはいえ、一定の落ち着きがみられる現時点では更なる金融危機の深刻化は予想されておらず、ここ数年は新たな金融規制や銀行制度の構築にむけた議論が積極的に行われている。国際金融におけるイギリスの立場や、金融業が国内経済を支

える部分が他国に比して大きいというイギリスの産業構造からみれば、先進的な金融規制体制を他国に先んじて確立することは今後も国際競争力維持するために重要なことでもある。

予定通り二〇一二年内に金融サービス法案が成立し、また二〇一五年五月までにホワイトペーパーをもとにした立法も行われれば、その後は各金融機関が法令遵守のためのガバナンスやビジネスモデルの変更を行う局面に入ると考えられる。その時期までに、国際的な金融危機には一定の収束がみられるかも知れない。しかし、そうであっても国際金融の中心地のひとつであるイギリスには、現在のような厳しい規制体制を構築する意思を失うことなく議論を続けることが求められる。なぜならイギリスは、アメリカとともに国際金融規制体制の改革議論にも大きな影響を与えるからである。その意味でも、今後のイギリス金融規制改革のゆくえは注目されることである。

#### 注

- (1) 一九九一年のBCCI事件、一九九三年頃の個人年金保険不正販売問題、一九九五年のベアリングスの破綻など。
- (2) "Memorandum of Understanding between HM Treasury, the Bank of England and the Financial Services Authority"
- (3) 大まかに言えば、財務省が金融サービス・金融市場の規制に関する法的枠組の整備を行い、BOEが金融システム全体の安定性確保に責任を負い、FSAが法的枠組のなかで個別金融機関の規制・監督を行うという分業体制。
- (4) ただし、住宅ローンに関する規制監督権限は例外的に住宅ローン貸付業協会 (Council of Mortgage Lenders : CML) が有することとなり、自主規制ルールであるモーゲージ・コードにもとづく規制監督が行われた。
- (5) "The Turner Review : A Regulatory Response to the Global Banking Crisis"

- (6) 小立(二〇一一)七一頁におけるまとめ等を参考にした。
- (7) "A New Approach to Financial Regulation : Building a Stronger System"
- (8) "Walker Review of Corporate Governance of UK Banking Industry"。コーポレート・ガバナンスの重要性や報酬制度改革等の提言がなされた。
- (9) 基本的には二〇〇〇年金融サービス法の改定であったが、金融危機の反省を踏まえた内容が追記された。
- (10) 英語表記は「Financial Policy Committee」であるため、日本語では「金融政策委員会」と表記したいところであるが、通常イギリスで金融政策委員会を言えは「Monetary Policy Committee」を指す。そこで本稿では、最近の日本国政府系機関の文書で使用されるようになりつつある、「金融安定政策委員会」という表現を用いることとした。
- (11) 単一の総合的な監督機関が金融サービス全体の監督を担う手法。日本、現時点でのイギリス、ドイツ、カナダ、シンガポール、スイスがこの手法を採っている。
- (12) 規制監督の目的に合わせて監督機関を二つに分ける手法。今後のイギリスではブルーテンス監督と業務行為監督を別々の機関が二元的に監督することとなる。なお、オーストラリア、韓国、オランダが既にこの形態を採っている。
- (13) Independent Commission on Banking [2011a], [2011b].
- (14) HM Treasury [2011c]. 原文は共同で執筆された文書であるようだが、講評段階では財務省の単独文書となっている。
- (15) 二〇一二年二月時点では未定の点もあり、本稿発行後に大きく変わる可能性もある。なお、同議論についての叙述は、原文をもとに小林(二〇一二)、鈴木(二〇一二)、三谷(二〇一二)も参考とした。
- (16) ICB最終報告書の段階では対象に住宅金融組合も含まれていたが、ホワイトペーパーにおいては住宅金融組合は含まれなかった。また、預金受入総額二五〇億ポンド未満の銀行はこの適用外となる。

- (17) 中小規模のリングフェンス・バンクには、同バッファーを賦課しない、または賦課率を減じる方向となるようである。
- (18) グローバルにシステム上重要な銀行 (Global Systemically Important Banks : GSIBs) に課せられるサーチャージ。バーセルⅢによる拡張規定。

(19) Financial Times電子版「記事番号 [120614]」。

#### 参考文献

- ・井上武 (二〇〇九)、「欧州における金融規制改革の議論」、『資本市場クォーター』二〇〇九年春号収録、野村資本市場研究所。
- ・河村賢治 (二〇一〇)、「英国における金融制度改革—アメリカ方途の対比において—」(二〇一〇年一月一日講演録、於早稲田大学)。
- ・小立敬 (二〇一二)、「英国の金融規制システム改革法—マクロ・ブルーデンスに重点を置いた体制築—」、『野村資本市場クォーター』二〇一二年夏号、野村資本市場研究所。
- 小立敬 (二〇一一)、「リテール・リングフェンス、P L A C による英国銀行改革—独立委員会の最終報告—」、『野村資本市場クォーター』二〇一一年秋号、野村資本市場研究所。
- ・小林襄治 (二〇一二)、「英国の銀行改革 (独立銀行委員会報告) —大きすぎて救えない リングフェンスと最低一七%の損失吸収資本—」(二〇一二年二月九日講演録、於日本証券経済研究所)、『証券レビュー』第五二巻三号、日本証券経済研究所。
- ・鈴木利光 (二〇一二)、「E U の金融規制改革における英国のポジション—英国は金融立国としての地位を保てるか—」、『大

和総研調査季報』二〇一二年春号収録、大和総研。

鈴木利光（二〇一二）、「英国銀行規制改革、スタンス軟化の兆し」、『大和総研レポート』二〇一二年六月号、大和総研。

・三谷明彦（二〇一二）、「英国の銀行制度改革―ヴィッカーズ委員会報告とリテール・リングフェンス―」、みずほ総合研究所、二〇一二年八月。

三谷明彦（二〇一一）、「国際的な金融規制改革の動向」、みずほ総合研究所、二〇一一年一月。

・ Financial Services Authority [2009], *The Turner Review: A regulatory response to the global banking crisis*, March 2009.

・ HM Treasury [2012a], *Sound Banking: delivering Reform*, October 2012.

HM Treasury [2012b], *A New Approach to Financial Regulation: Securing Stability. Protecting Consumers*, January 2012.

HM Treasury [2012c], *Banking Reform: delivering stability and supporting a sustainable economy*, June 2012.

HM Treasury [2011a], *A New Approach to Financial Regulation: the Blueprint for Reform*, June 2011.

HM Treasury [2011b], *A New Approach to Financial Regulation: Building a stronger system*, February 2011.

HM Treasury [2011c], *The Government response to the Independent Commission on Banking*, December 2011.

HM Treasury [2009], "Walker Review of Corporate Governance of UK Banking Industry", November 2009.

・ Independent Commission on Banking [2011a], *Interim Report Consultation on Reform Options*, April 2011.

Independent Commission on Banking [2011b], *Final Report Recommendations*, September 2011.

（やなた すぐる・客員研究員）